5　認定特定半導体生産施設整備等計画に係る支援措置

㈠　株式会社日本政策金融公庫は、指定金融機関に対し、特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けた事業者（以下「認定特定半導体生産施設整備等事業者」という。）が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務を行うことができるものとすることとした。（第一三条～第二四条関係）

㈡　中小企業投資育成株式会社は、中小企業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有等ができるものとすることとした。（第二六条関係）

㈢　中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、特別枠の設定等の措置を講ずるものとすることとした。（第二七条関係）

㈣　機構は、認定特定半導体生産施設整備等事業者が特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付、認定特定半導体生産施設整備等事業者が特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する利子補給金の支給等の業務を行うものとすることとした。（第二九条関係）

二　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正関係

1　機構の行う業務の追加

機構は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二九条に規定する業務を行うものとすることとした。（第一五条関係）

2　特定半導体基金の設置

機構は、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対する助成金の交付業務に要する費用に充てるための基金を設けるものとすることとした。（第一六条の四関係）

三　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

四　附則

1　この法律の施行期日及び検討について必要な規定を設けることとした。（附則第一項及び第二項関係）

2　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

◇地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第八八号）（総務省）

1　基準財政需要額の算定方法の改正

㈠　国の補正予算による地方負担の増加に伴い必要となる財源を措置するため、令和三年度に限り、「臨時経済対策費」を設けることとした。（改正法附則第二条関係）

㈡　令和三年度の臨時財政対策債の一部の償還に要する経費の財源を措置するため、同年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設けることとした。（改正法附則第二条関係）

㈢　令和三年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和三年八月三一日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすることとした。（地方交付税法附則第六条の二関係）

2　地方交付税の総額の特例

㈠　交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を八、五〇〇億円減額することとした。（地方交付税法附則第四条及び特別会計に関する法律附則第四条関係）

㈡　令和三年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金二、〇〇〇億円について、その活用を取りやめることとした。（地方交付税法附則第四条及び特別会計に関する法律附則第一〇条関係）

㈢　国の補正予算により増額された令和三年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとした。（改正法附則第三条関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三四〇号）（外務省）

1　在ダナン日本国総領事館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　既存の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を改定することとした。（別表第一及び別表第二関係）

3　この政令は、令和四年一月一日から施行することとした。

◇国際受刑者移送法施行令等の一部を改正する政令（政令第三四一号）（法務省）

一　関係政令の整備関係

国際受刑者移送法施行令、標準的な官職を定める政令及び法務省組織令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条、第三条及び第四条関係）

二　更生保護法施行令の一部改正関係

収容中の特定保護観察処分少年の退院を許す処分等に関する地方更生保護委員会における記録の保存期間を定める等の所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三四二号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、デジタル田園都市国家構想推進交付金等を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三四三号）（経済産業省）

1　特定用途に使用されたこと等を証明して経済産業大臣の製造数量の確認を受けることができる特定物質等及び特定用途を追加するとともに、当該特定物質等及び特定用途に関する暫定措置の期限を撤廃することとした。（第三条及び附則第三項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三四四号）（経済産業省）

一　特許法施行令の一部改正関係

特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四二号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特許料の額を定めることとした。（第八条の二関係）

二　実用新案法施行令の一部改正関係

改正法の施行に伴い、実用新案登録料の額を定めることとした。（第一条関係）

三　意匠法施行令の一部改正関係

改正法の施行に伴い、意匠登録料の額を定めることとした。（第一条関係）

四　商標法施行令の一部改正関係

改正法の施行に伴い、商標登録料の額を定めることとした。（第四条～第六条関係）

五　特許法等関係手数料令の一部改正関係

改正法の施行に伴い、国際意匠登録出願及び国際商標登録出願の個別手数料の額を定めることとした。（第二条の三及び第三条の二関係）

六　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正関係

改正法の施行に伴い、国際調査及び国際予備調査に関する手数料の引上げを行うこととした。（第二条関係）

七　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

2　この政令は、改正法の施行の日（令和四年四月一日）から施行することとした。